

○春日市老人福祉センター設置条例

(平成 17 年 9 月 22 日条例第 20 号)

改正 平成 23 年 3 月 25 日条例第 12 号 平成 24 年 12 月 18 日条例第 26 号
平成 27 年 12 月 17 日条例第 54 号

春日市老人福祉センター設置条例(昭和 56 年条例第 12 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活に資することを目的として、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 5 項の規定に基づき、老人福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日市老人福祉センター ナギの木苑

位置 春日市星見ヶ丘 1 丁目 7 番地 1

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 毎月第 3 火曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日を含む。)

(4) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、第 5 条に規定する指定管理者(次条において「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間等)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時まで(日曜日及び土曜日は、午前 9 時から午後 7 時まで)とする。

2 センター内の浴場の利用時間は、午前 10 時から午後 4 時 30 分まで(日曜日及び土曜日は、午前 10 時から午後 6 時 30 分まで)とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、開館時間及び浴場の利用時間を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第 5 条 センターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定の手續)

第6条 市長は、センターの指定管理者を指定しようとするときは、公募によりその候補者を選定するものとする。ただし、緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の公募は、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、指定を受けるために必要な資格その他必要な事項を明示して行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、センターの管理を最も適切に行うことができると認められる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) センターの平等かつ適切な利用を確保することができるものであること。

(2) センターの効果的かつ効率的な管理を行うことができるものであること。

(3) センターの管理を安定して行う能力を有するものであること。

(指定等の告示)

第7条 市長は、指定管理者を指定し、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(指定の期間)

第8条 指定管理者の指定の期間は、指定の日から起算して5年間を超えない範囲内において、議会の議決により定める。ただし、指定の期間が満了した場合において、当該指定管理者を再指定することを妨げない。

(指定管理者が行う業務等)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの利用の承認に関すること。

(2) センターの利用の承認の取消し並びに利用の制限及び中止に関すること。

(3) センターの利用料金(第13条第1項に規定する利用料金をいう。)に関すること。

(4) センターの維持管理に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務で、市長が特に必要と認めるもの

2 指定管理者は、毎年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後)60日以内に、前項の業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第10条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の制限)

第 11 条 指定管理者は、センターを利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、附属設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 春日市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利用することとなると認められるとき。
 - (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
- 2 指定管理者は、センターの利用者(以下「利用者」という。)が前項各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を中止させることができる。

(損害賠償等)

第 12 条 利用者は、その責めに帰すべき事由によりセンターの施設、附属設備等を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第 13 条 利用者は、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定により、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるものについては、還付することができる。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減免することができる。

(管理の特例)

第 14 条 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他指定管理者によるセンターの管理ができないときは、必要に応じて市長がセンターを管理するものとする。この場合において、この条例の規定中指定管理者の権限とされているものは、市長の権限とする。

- 2 前項の場合において、市長は、利用料金に代えて、別表に定める額を使用料として、利用者から徴収するものとし、当該使用料については、前条第 3 項及び第 5 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 3 項及び第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

- 2 施行日前にこの条例による改正前の春日市老人福祉センター設置条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付された施設使用料の回数券は、この条例の規定による施設利用料の回数券とみなして、施行日以後においても使用することができる。

- 3 施行日からセンターの指定管理者となる者については、市長は、旧条例第 3 条第 1 項の規定により現にセンターの管理を受託している法人の業務の実績等を評価し、当該法人がセンターの管理を適切に行うことができると認められるときは、公募によることなく、当該法人を指定管理者の候補者とすることができる。

(準備行為)

- 4 施行日からセンターの指定管理者となる者に係る指定の手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市老人福祉センター設置条例の規定は、施行日以後に申請された老人福祉センターの利用の承認について適用し、同日前に申請された老人福祉センターの利用の承認については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 12 月 18 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成 24 年 11 月 5 日から適用する。

附 則(平成 27 年 12 月 17 日条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成 27 年 8 月 24 日から適用する。

別表

センター利用料金基準額表

区分	市内居住者	市外居住者	摘要
----	-------	-------	----

	60歳以上の者 障害者 小学生	その他		
施設利用料	100円	200円	300円	1日券
	500円	1,000円	1,500円	回数券(1日券6枚つづり)
健康器具利用料	100円			1回につき
カラオケ利用料	100円			1曲につき

備考

- 1 障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- 2 幼児(就学前の者をいう。)の施設利用料は、無料とする。